

## 第2回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和2年8月3日(月)13時30分～17時48分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

### 4 議 題

(1) 金額審議について

(2) その他

### 5 議事概要

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る添付資料(N01～4)について、事務局から説明を行った。

(2) 労働者側からは

- ・リーマンショック後の2009年は、山口県がプラス1円に対して、広島県はプラス9円、福岡県はプラス5円であり、地域間格差が広がった
- ・現在の山口県最低賃金829円は、健康で文化的な最低限度の生活を営む水準を維持するのに十分ではない
- ・労働者側としては、中小企業の春闘の妥結結果である賃上げ率1.87%の金額として16円の引上げを求める
- ・山口県は、Cランクの加重平均838円に対し、9円低く位置付けられている。最低賃金の低い県ほど若者の県外流出が多いことは昨年も申し上げている。地域間格差の是正を考えながら審議する必要がある
- ・歩み寄れる意味ある数字とすれば、先程も申し上げたとおり、総合指数との整合性を考慮して9円であるとの主張がされた。

(3) 使用者側からは、

- ・中小企業では、不透明で先が見通せないという不安感が蔓延している。山口県の経済情勢等を踏まえると、中央最低賃金審議会の答申の内容を上回るこ

とはできない

- ・これまで、最低賃金の引上げ率が、春闘の賃上げ率を大幅に上回ったことにより、中小企業・小規模事業者に対し過度の負担を強いている
- ・最低賃金の引上げを行えばかろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更に窮地に追い込んでしまい、結果的に最大の課題である雇用の維持を確保することができなくなると考えている

との主張がされた。

(4) 具体的な金額は継続審議とされた。

(5) 今後の専門部会の日程について、事務局から説明を行った。